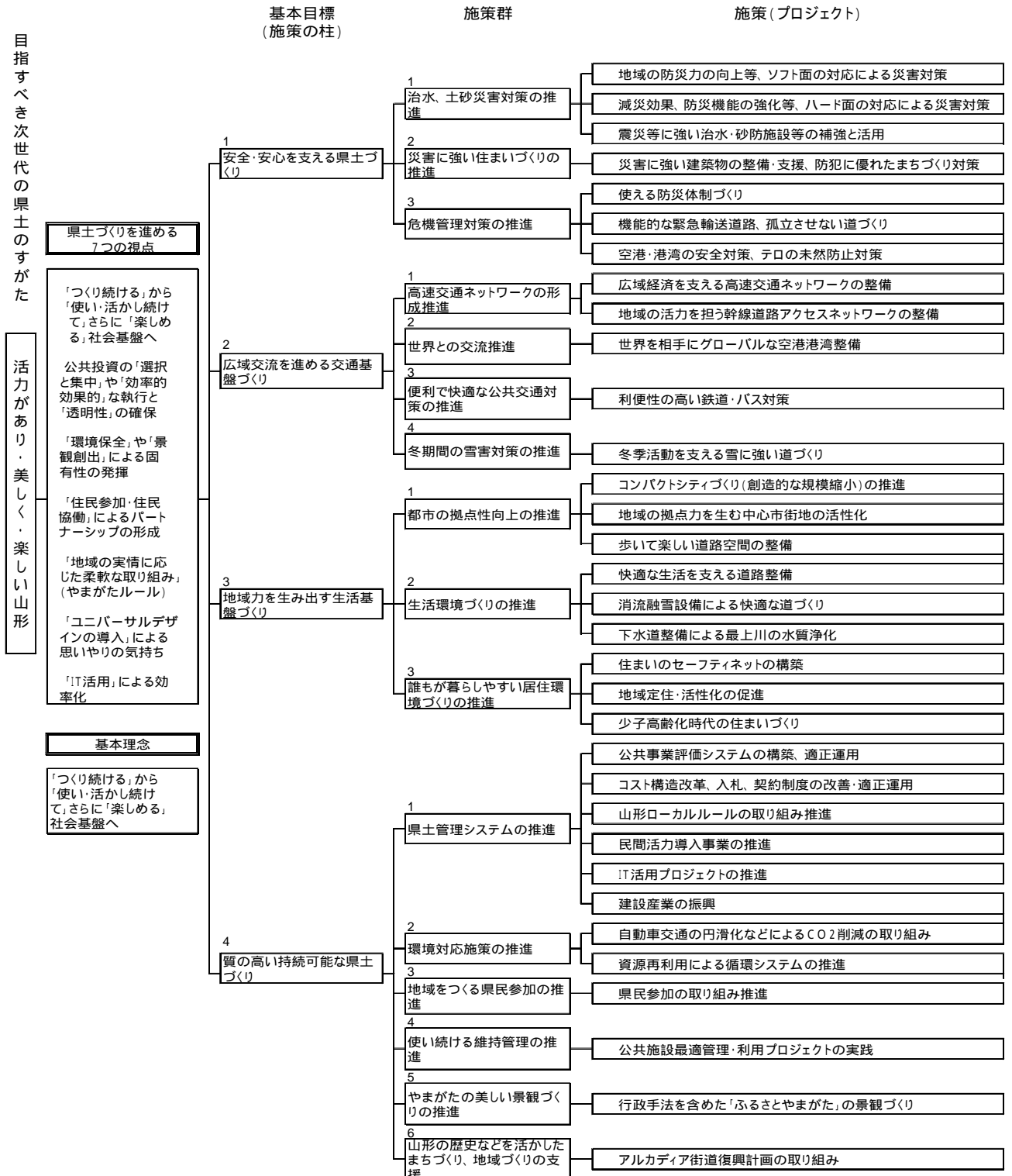


第6章 施策群、施策(プロジェクト)

ここでは、下記体系図に基づき、基本目標を実現させるための「施策群」「施策(プロジェクト)」を示す。

なお、施策の柱ごとに、目的・方針、代表的な指標、具体的な展開施策を示す。



1. 安全安心を支える県土づくり

1-1 治水、土砂災害対策の推進

<この施策の目的・方針>

洪水・土砂災害・津波等の自然災害から県民の生命と財産を守るために、治水事業、土砂災害対策事業、津波・侵食対策事業等を推進する。

一方、災害に対する県民の対応力を強化するとともに、施設能力を超える水害・土砂災害等が発生した場合に備えるため、ハード対策とあいまって災害情報の共有化を図るソフト対策を推進し、住民・市町村・県・国が連携した迅速で円滑な警戒避難体制を構築する。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 洪水氾濫解析の実施河川数

(市町村の洪水ハザードマップ作成に必要な県管理河川の洪水氾濫解析の実施河川数)

現状値(2005)	2008	2015	2030
20河川	59河川	70河川	警戒避難体制構築地域防災力向上

指標 土砂災害から保全される人家戸数 (防止施設の整備により保全される人家戸数)

現状値(2005)	2008	2015	2030
11,400戸	12,300戸	14,600戸	16,300戸

指標 河川堤防の補強対策による保全対象人口

(県が管理する河川堤防の維持管理・補強対策により保全される想定氾濫区域内人口)

現状値(2005)	2008	2015	2030
0人	68,916人	144,476人	想定される氾濫区域内の生命・財産を保全

<具体的な展開施策>

- ・県内において、市町村が行う洪水、津波、土砂災害による被害の予測範囲を示したハザードマップの作成を支援するため、河川の氾濫解析、津波解析、詳細な土砂災害危険箇所図の提供を推進する。
- ・地域の警戒避難体制確立を支援する洪水・土砂災害警戒情報の提供とともに、地域住民自らが避難等の判断・行動ができるよう、地域と学校が連携した防災教育などを通じて、災害に対する関心度の向上・防災知識の普及を図る。
- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を、市町村と連携して推進する。
- ・地震、豪雨等による土砂災害を防止するため、災害時要援護者対策や孤立集落対策等の重点化による効率的・効果的な整備を推進する。
- ・河川等の調査に基づき、堤防、ダム等治水施設の整備とともに、市街地における内水対策などを推進する。
- ・海岸等の調査に基づき、護岸の整備とともに、海岸の侵食対策を推進する。
- ・既設堤防の質的な強化対策、河川・海岸堤防に設置している各種機器の耐震補強や地震発生時に施設点検の支障となる雑木の伐採及び利活用とともに、水防倉庫やダム管理施設等に関する耐震改修計画を進める。
- ・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域について、地域との連携、協働を図りながら良好な管理を推進する。

1 - 2 災害に強い住まいづくりの推進

<この施策の目的・方針>

大規模地震等の災害から県民の安全を確保するために、住宅・建築物の耐震化等の推進を図るとともに、被災建築物応急危険度判定・宅地危険度判定業務の円滑な執行体制を整備する。

あわせて、土砂災害等による危険住宅の移転と、土砂災害防止事業等との連携を図り災害危険住宅対策を推進する。

また、安全な生活環境の整備を促進するため、都市公園や住宅等の防犯性の向上に努め、防災に優れたまちづくりを実現する。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 木造住宅の耐震化率の向上

(新耐震基準が制定された昭和56年以前に建築された木造住宅)

現状値(2004)	2008	2015	2030
50%	63%	80%	95%

指標 土砂災害等危険住宅存在戸数の減少

(建築基準法に基づく条例において規定される住宅)

現状値(2003)	2008	2015	2030
2,080戸	2,056戸	1,800戸	1,400戸

指標 山形県被災建築物応急危険度判定士登録数の増加と維持

(震災時初動期の損壊建築物の判定)

現状値(2004)	2008	2015	2030
1,300名	1,360名	1,500名	1,500名

<具体的な展開施策>

- ・木造住宅・特定建築物の耐震診断・改修工事推進のための県民への普及・啓発を行うとともに、市町村が補助事業等を計画的に推進するよう指導する。また、「既存建築物耐震改修促進協議会」等を組織し、官民共同で耐震化を推進する。
- ・山形県住宅リフォーム資金融資制度、山形の家づくり支援制度の活用により、民間住宅の耐震改修促進を支援する。
- ・土砂災害等危険住宅移転促進事業(旧がけ地近接等危険住宅移転事業)の推進を図る。
- ・被災建築物応急危険度判定士、並びに宅地危険度判定士の養成講習及び研修会を開催するとともに、判定活動を行う実施本部に必要とされる判定コーディネーターを育成する。
- ・耐震性が不十分な県営住宅を安全な住宅に建替えるとともに、耐震性や災害対策に十分配慮した改修工事を実施する。

1 - 3 危機管理対策の推進

<この施策の目的・方針>

危機や災害の発生時に、国や市町村との密接な連携により、職員が対策活動を迅速に行うための執行体制、情報連絡体制、及び応援協力体制等の整備を図る。

あわせて、安全な交通ネットワークを形成するため、「緊急輸送道路ネットワーク」に基づく信頼性の高い緊急輸送道路の確保に努めるとともに、災害時に孤立可能性のある地域へのアクセス道路の通行危険箇所の解消などを行う。

また、国内外の交通の拠点となる空港や港湾の国際安全基準に基づく整備や維持管理を行う。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 防災体制、防災マニュアルの構築度合い

(土木部、総合支庁建設部職員の緊急対応能力の向上)

現状値(2005)	2008	2015	2030
情報伝達対応	緊急実地対応	既往最大災害対応	想定最大災害対応

指標 緊急輸送道路のダブルネットワーク率の向上

(一次緊急輸送道路に指定されている道路のうち、並行に規格の高い道路が整備されている割合)

現状値(2004)	2008	2015	2030
32.1%	38.1%	43.8%	53.6%

指標 臨港道路橋梁部の耐震完了延長率の向上

(港湾の臨港道路にある橋梁延長のうち、耐震化されている延長の割合)

現状値(2004)	2008	2015	2030
5%	68%	100%	100%

<具体的な展開施策>

- ・災害発生時に迅速かつ的確に業務を遂行できる職員の育成を図り、土木部防災体制の強化を図る。
- ・被災建築物応急危険度判定士、並びに宅地危険度判定士の養成講習及び研修会を開催するとともに、判定活動を行う実施本部に必要とされる判定コーディネーターを育成する。
- ・震災直後から発生する緊急輸送を確保するための緊急輸送道路について、重点的・計画的に整備を行う。また、新幹線をまたぐ橋梁の耐震補強も重点的に進める。
- ・落石の恐れのある箇所や、波浪の影響を受けるような箇所等で、既存施設をそのまま放置すると災害により交通に著しい支障を及ぼす恐れのある箇所について、災害防止対策を推進する。
- ・各空港保安対策協議会を活用して、各種訓練・情報交換・点検等を実施し、保安体制強化のための施設及び運用について関係者への補助を行うとともに、国の基準に沿った適正な維持管理を実施する。
- ・大規模災害時の臨港道路緊急輸送ルートの確保を図る。

2. 広域交流を進める交通基盤づくり

2-1 高速交通ネットワークの形成推進

<この施策の目的・方針>

多様な交流や連携、産業活動を支え、経済圏の拡大を促進する社会基盤として、高速道路網の整備や鉄道的高速化、航空路線の充実を推進するとともに、地域の幹線道路、鉄道、空港、港湾、さらには隣接県の交通施設を活用した効率的な高速交通ネットワークを構築する。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 高速道路の供用延長、供用率

(県内の高速道路の供用延長と、予定路線延長に対する供用率)

現状値(2005)	2008	2015	2030
160 km	171 km	235 km	343 km
(47%)	(50%)	(69%)	(100%)

指標 県土を一体化する道路ネットワークの整備推進

(県内の複数高速交通施設(空港・新幹線・高速道路IC)を概ね30分程度で利用できる人口の割合)

現状値(2002)	2008	2015	2030
87%	93%	94%	95%

指標 羽越本線的高速化

(酒田～東京間の所要時間の短縮)

現状値(2005)	2008	2015	2030
3時間55分	3時間55分	3時間30分内	200分内

<具体的な展開施策>

- ・高速道路の整備を円滑に推進するため、関係機関と連携し建設用地の確保に努める。
- ・整備計画区間の事業化手法に基づき、国土交通省及び東日本高速道路株式会社に建設促進の働きかけを行う。
- ・高速交通施設へのアクセス道路整備により県土を一体化する道路ネットワークづくりを進め、経済活動や人的交流の活性化・効率化を図る。
- ・県内の生活圈相互の交流や、主要都市を連携する道路ネットワークを形成する。
- ・新潟県と共同で、羽越本線的高速化について調査検討するとともに、事業化手法を決定し、国土交通省及びJR東日本に建設促進の働きかけを実施する。
- ・県内外との鉄道ネットワーク機能の強化を図るため、幅広い視点から調査検討を進める。
- ・仙台空港アクセス鉄道への相互乗り入れや仙山線的高速化などについて、関係機関に強く要望する。
- ・山形空港における東京便の複数便化を目指すとともに、山形空港及び庄内空港における既設路線の運航拡大に向けて関係機関へ働きかけていく。

2 - 2 世界との交流推進

<この施策の目的・方針>

目覚ましい成長を遂げる東アジア地域をはじめとする世界と、本県の持つ自然、景観、食の魅力、産業などを通して、人的・物的な交流や連携を促進するため、国際航空路線については、仙台空港など他県空港を活用できるようアクセス強化を図るとともに、県内空港については、国内線の充実に努め、また、港湾の機能充実に進めていくことで世界とともに発展する基盤をつくる。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 国際チャーター便の運航の推進（運航便数）

（東アジア地域から県内2空港への国際チャーター便の運航便数）

現状値(2005)	2008	2015	2030
2便	10便	30便	60便

指標 酒田港におけるリサイクル貨物量の増加

（リサイクルポートとしての関連貨物量）

現状値(2004)	2008	2015	2030
19万ト	25万ト	50万ト	100万ト

指標 放置艇問題の解消

（プレジャーボート収容施設の整備）

現状値(2004)	2008	2015	2030
460隻	710隻	801隻	1,094隻

<具体的な展開施策>

- ・東アジア地域との国際航空路線の拡充、特に、インバウンド・チャーター便の運航拡大に向け調整を進める。
- ・海外とのアクセス向上のため国際路線のある国内主要空港との新規路線の開設などに向けて、国や航空事業者など関係機関へ強力に働きかけていく。
- ・酒田港港湾計画に基づき、港湾の各種施設を計画的に整備する。
- ・港湾の利用と維持管理を適正に行い、使いやすい港づくりを目指す。
- ・関係団体と連携して、酒田港の利用促進を図る。

2 - 3 便利で快適な公共交通対策の推進

<この施策の目的・方針>

通勤や通学、医療、買物などの日常生活を支える移動手段とその利便性を確保するため、バス・鉄道などの身近な交通機関の運行維持や機能強化を図るとともに、高齢者をはじめとする交通弱者等のモビリティを確保するため、新たな交通システムの検討・普及を支援する。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 生活バス路線の維持・確保

(山形県バス対策協議会で指定する生活交通路線の維持・確保)

現状値(2005)	2008	2015	2030
327系統	300系統以上	300系統以上	生活交通の確保

指標 デマンド型交通システムの普及

(デマンド型交通システムを導入する市町村数)

現状値(2005)	2008	2015	2030
3市町村	15市町村	更なるシステムの普及	同左

<具体的な展開施策>

- ・県内の幹線鉄道、在来線の高速化や利便性の向上について推進運動を展開するとともに、各広域鉄道団体を支援していく。
- ・フラワー長井線の維持を図り支援方策を検討する。
- ・生活交通バス路線を維持確保するため、対策協議会を開催するとともに、バス事業者に対する補助などの支援を行う。
- ・新たな交通システム(デマンド型乗合タクシーなど)による生活交通確保について支援を進める。

2 - 4 冬期間の雪害対策の推進

<この施策の目的・方針>

全国有数の豪雪地帯にあって冬期間においても安定した日常活動を確保するため、雪に強く安全で円滑な交通確保が求められている。雪崩や地吹雪などの雪害を防止する雪寒施設の整備や、雪処理を考慮した道路空間の確保、流雪溝の整備や適切な除雪体制の充実など、地域の特性に応じた雪対策を構築する。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 冬期走行速度低下区間率

(冬期の速度が20%以上低下する区間のうち、一定速度(40km/h)が確保できない区間)

現状値(2004)	2008	2015	2030
34.7%	33.9%	26.0%	更に削減

指標 冬道安全道路整備率

(堆雪幅が確保された道路延長の割合)

現状値(2004)	2008	2015	2030
11.2%	13.7%	18.6%	更なる向上

指標 歩道除雪延長

(県内の国県道(国が管理する路線を除く)の歩道のうち除雪されている延長)

現状値(2004)	2008	2015	2030
972.2km	1,008km	1,064km	更なる向上

<具体的な展開施策>

- ・安全で円滑な交通や歩行空間を確保するため、地域に応じた除雪機械を配置し効率的で効果的な除排雪と適切な路面管理を進める。
- ・雪崩や地吹雪などによる危険を回避するため、雪寒施設の整備を推進する。
- ・積雪時でも歩行空間が確保できる安全安心な道路空間づくりを図る。
- ・冬期の安全な歩行空間を確保するため、無散水消雪の整備を図る。

3. 地域力を生み出す生活基盤づくり

3-1 都市の拠点性向上の推進

<この施策の目的・方針>

社会構造が「成長型社会」から「成熟型社会」へ変化し、さらに「循環型社会」の構築が求められている。また、モータリゼーションの進展により街が郊外へと拡大・分散し、中心市街地の空洞化を招いている。

しかし、今後人口減少社会が進展する中でも、都市では利便性が高く・暮らしやすく・地域独自の文化に優れた都市機能の充実を図るため、都市的サービス（通勤、通学、買い物、医療、公共サービス等）や文化的サービス（遊、楽、食など）が維持される必要がある。

そのため、既存の社会資本ストックの有効利用、環境共生を図りながら、持続可能なコンパクトシティの形成など中心市街地の活性化を図りながら都市の拠点性の向上を推進し地域力を生み出す仕組みを整える。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 市街地未利用地の活用面積の向上

現状値(2004)	2008	2015	2030
85.7%	87.0%	88.0%	89.0%

指標 中心市街地における公的支援による住宅供給累計戸数

現状値(2005)	2008	2015	2030
248戸	314戸	500戸	更なる向上

指標 無電柱化率の向上

(歩行空間のバリアフリー化率)

現状値(2004)	2008	2015	2030
8.9%	12.4%	18.0%	更なる向上

<具体的な展開施策>

- ・郊外への都市的土地利用の拡大の抑制、中心市街地の活性化等を図り、コンパクトで魅力ある都市への再生を図る。
- ・中心市街地活性化及び街中居住推進のために、市街地再開発事業・優良建築物等整備事業等の支援体制の整理と基本の方針を確立する。
- ・既存歩行空間のバリアフリー化を実施する。

3 - 2 生活環境づくりの推進

<この施策の目的・方針>

本県は、旅客・貨物流動とも自動車への依存度が非常に高く、生活基盤としての道路への依存が強い状況にある。

通勤・通学などの日常的な交通や、医療機関と高速道路等の連結により地域住民の安全・安心を確保するなど、地域に役立つ利便性の高い交通ネットワークの充実を図り、都市と中山間地域からなる生活交流圏域内の経済活動や人的交流の活性化を図るとともに、中山間地域から都市への人口移動を検討する等、一層の効率化も進めていく。あわせて、冬期間においても安全に通行することができる消流融雪道路の整備を推進する。

また、下水道施設の整備により、最上川など公共用水域の水質改善・環境負荷の低減を図り生活環境の向上に努める。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 渋滞損失時間の縮減

現状値(2004)	2008	2015	2030
31.2h/年	26.5h/年	22.0h/年	更なる改善

指標 消流融雪道路の整備率の向上(流雪溝の場合)

現状値(2004)	2008	2015	2030
89.4km	95.4km	106.0km	更なる向上

指標 下水道普及率の向上

現状値(2004)	2008	2015	2030
62%	67%	75%	79%

<具体的な展開施策>

- ・生活交流圏の主要8都市の中核部におおむね30分程度で到達できるようにし、日常生活における利便性の向上を図る。
- ・清潔・快適で安全な生活ができるよう、全県域のトイレの水洗化や市街地の浸水防除の整備を行い生活環境の向上を図る。
- ・生活排水処理を行う下水道施設を整備し、公共用水域の水質改善を図る。
- ・地域の実体に合った消流融雪設備を整備し、冬期間でも安全で安心して通行できる歩車道を確保することで、快適で安全な生活環境の実現を目指す。

3 - 3 誰もが暮らしやすい居住環境づくりの推進

<この施策の目的・方針>

少子高齢化の進展や人口減少など社会情勢の変化により、住宅に対するニーズは多岐にわたっている。

経済的又は社会的理由により住宅を確保することが困難な県民に対して、セーフティネットとしての住宅を確保する。

また、2地域居住など多様なライフスタイルや地域定住の受け皿となる住宅施策を展開し、定住人口の集積を進めるなど地域の活性化を図る。

高齢化社会に対応し、バリアフリーをはじめとするユニバーサルデザインに配慮した住宅の供給を促進し、安全で安心して暮らせる居住環境の整備・改善を推進する。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 住まいのセーフティネットとしての公営住宅に対する満足度

現状値(2001)	2008	2015	2030
45%	60%	65%	75%

指標 子育て世代の住宅取得率

現状値(2003)	2008	2015	2030
30%	34%	40%	更なる向上

指標 住宅におけるバリアフリー化率の向上

現状値(2003)	2008	2015	2030
4%	7%	10%	50%

<具体的な展開施策>

- ・住宅困窮者の居住の安定を確保するため、住まいのセーフティネットを構築する。
- ・人口及び世帯数の減少により、活力の低下が懸念される地域の活性化のため、若年層、UJIターン者及び田舎暮らし志向者等の定住促進を図るとともに、適切な住情報の発信と、本県の特性を生かした住まいづくりの推進を図る。
- ・高耐久性住宅の建設や住宅リフォームの推進による子育て居住環境の整備と、民間住宅・公営住宅等のバリアフリー化及び民間賃貸住宅への入居の円滑化推進を図る。
- ・高齢化社会を迎え、誰にでもやさしい「雪に強いまちづくり」を推進し、その結果山形県にマッチした快適な居住空間の形成を推進する。

4 . 質の高い持続可能な県土づくり

4 - 1 県土管理システムの推進

<この施策の目的・方針>

成熟型社会、循環型社会への対応が求められる中、限られた県土の土地利用については、都市的土地利用の拡大抑制を図り、農業地域や森林自然公園地域等との調整を図りながら、良好な自然環境を保全していく。

また、県民の価値観が多様化し、財政的制約や維持管理費が増加する中で、社会基盤整備を担う公共事業は、透明性を持った客観的判断のもと、限られた予算を適正かつ有効に執行していくことが求められていることから、必要な社会基盤の計画的な整備や適正な更新などを進めていくために県土管理システムの適切な運用を図り、ライフサイクルコストを考えた施設設計など地域の実情に応じた柔軟な整備基準の策定実践や、住民・市町村と連携した計画・利活用・維持管理の推進など、持続可能な県土づくりを進めていく。

また、公共投資額の減少傾向にある中で、県土づくりや施設の維持管理の担い手である建設産業の振興と安定化を図るため、技術力・経営力の強化や新分野進出などの構造改善を支援していく。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 事業評価システムの適用工事件数

(事前、事業中、事後評価システムを実施した工事件数)

現状値(2005)	2008	2015	2030
307件	400件	570件	評価の継続実施

指標 電子入札の適用件数

現状値(2005)	2008	2015	2030
901件	全件	全件	全件

建設工事及びその関連業務委託における競争入札(一般競争入札、指名競争入札)

<具体的な展開施策>

- ・公共事業実施過程の透明性確保及び県民への説明責任を果たすため、事業評価及び評価結果をホームページ等で公表する。また、評価の妥当性を判断する「山形県公共事業評価監視委員会」の適切な運営を行う。
- ・「山形県公共工事コスト縮減行動計画」(第3次)(計画年度：平成16～20年度)に基づき、平成14年度比で10%以上の総合コスト縮減率の達成を目指す。
- ・従来の画一的な道路構造にとらわれず、整備効果の早期発現や整備コストの縮減が図られるものについては、地域の実情に応じた柔軟な道路構造により整備を図る。
- ・建替が必要な県営住宅の建替事業にPFIを導入し、トータルコスト縮減、サービスの向上及び安全で、安心できる住宅を確保する。
- ・地域実情を踏まえた洪水・土砂災害等の被災の範囲や程度の予測、被害状況を防災拠点で共有できる河川砂防GISシステムなどの防災情報システムについての普及を図る。
- ・建設産業の新分野進出等のための構造改善の啓発や情報提供、構造改善啓発パンフレット、新分野進出事例集作成、優良事例表彰、建設産業フォーラム等の支援を行う。

4 - 2 環境対応施策の推進

<この施策の目的・方針>

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済システムによる深刻な環境問題解決のため、環境への負荷を低減し、安全・安心な社会で持続可能な資源循環型社会を構築する。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 温室効果ガスの排出量の削減

(山形県地球温暖化対策地域推進計画より)

現状値(2002)	(2 0 1 0)	2 0 1 5	2 0 3 0
+20.6%	- 7%		

1990年度(平成2年度)が基準年。

指標 建設副産物のリサイクル率

リサイクル率(単位:%)		平成16年度	平成17年度
建設副産物		調査結果	推進計画 目標値
建設廃棄物		99	90
内 訳	アスファルト塊	99	95
	コンクリート塊	99	95
	建設汚泥	98	70
	建設混合廃棄物	58	55
	建設発生木材	86	90
建設発生土		76	80

平成12年4月に策定した「山形県建設リサイクル推進計画」の目標値

<具体的な展開施策>

- ・温室効果ガスの排出規制のため、土木工事共通特記仕様書において、工事の施工にあたって使用する建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用するものとしている。
- ・「山形県建設リサイクル推進計画(仮称:H18~22年度)」に基づき、官民一体となつての再生資材等の効率的な活用によるリサイクルの推進を図るため、建設工事に伴い発生する建設廃棄物や、建設発生土などの建設副産物の情報をインターネット等により発信する。
- ・河川整備等に伴い伐採した支障木等の循環活用を促す実用可能なシステムの構築に向けた取り組みを推進する。また、風力、バイオマスなど地域の自然資源をエネルギーとして活用する取り組みを推進し、河川管理システム等のエネルギーとして活用するための先導的な取り組みを進める。
- ・下水汚泥の減量化や資源としての有効利用について、重点的・計画的に推進する。

4 - 3 地域をつくる県民参加の推進

<この施策の目的・方針>

人々の価値観や社会構造の変化に的確に応え、さらに、住民に身近な公共施設として機能させるため、多様性と個性を重視する社会システムへの転換を目指し、県民参加による個性的で活力のある地域づくりを推進する。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 最上川に関わる環境保全活動を行っている団体数

(最上川を基軸に環境・文化をテーマとして県民運動の展開：やまがた総合発展計画より)

現状値(2004)	2008	2015	2030
178団体	250団体	340団体	

<具体的な展開施策>

- ・河川や海岸等を対象に、地域住民や企業等が主体的に参加し取り組むアダプト、アシスト事業などの河川環境の整備・保全活動等を促進するとともに、河川農園（仮称）などをはじめ多様性を考慮した川づくりを実践し、河川に触れ、親しみ、理解を深める新たな仕組みづくりや良好な県土保全に向け、河川の自然環境を地域全体で支える取組みを推進する。
- ・県営都市公園の指定管理者制度への全面移行を実施するとともに、指定管理者の自主事業の中に、NPO、ボランティア、地域住民との連携を積極的に導入するよう総合運動公園をリーダーとしてこれらの指導、普及を図る。
- ・「まちづくり委員会」等の市町村や地域住民による魅力ある街並み形成に向けた取組みを積極的に支援する（コーディネーター派遣、まちづくりの支援・助言等）。また、この具体的な取組み内容と成果について、県のホームページ等を通して公開する。
- ・市町村との連携などによる機動的な県管理道路の除雪体制の整備とともに、県道利用者や沿線地域住民と一体となった除雪システムづくりを行い、質の高い、雪に強い生活基盤の確保を図る。
- ・河川空間を利用したスポーツなどの健康増進の場づくり、かわら塾など河川の利活用や維持管理における地域住民、大学、行政等との協働の仕組みづくりを促進する。
- ・地域に根ざした道路美化団体の育成支援（マイロードサポート事業）により、県民の積極的な道路美化活動への参加を促進し、官民協働による良好な道路環境形成を図る。

4 - 4 使い続ける維持管理の取り組み推進

<この施策の目的・方針>

道路や河川、公園などの社会資本を安全・快適に使い続けるため、また、長期にわたり高い機能を維持し県民に提供し続けるため、効率的・効果的な維持管理に取り組む。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 公共施設の維持保全システムの活用施設数

(社会基盤の効果的かつ効率的な整備：やまがた総合発展計画より)

現状値(2004)	2008	2015	2030
	160件	650件	

指標 河川、海岸施設等の調査箇所数

(治水、海岸施設等の維持管理の保全システムを構築するための調査)

現状値(2005)	2008	2015	2030
- 件	5件	20件	効果的な管理、活用体制の構築

<具体的な展開施策>

- ・計画的かつ効率的に管理する予防保全型の管理手法「アセットマネジメント」により、施設の更新時期の平準化と維持管理費用の最小化を図る。
- ・河川、海岸等を積極的に利活用するための公益活動を展開する、様々な団体を育成するとともに、多様な主体の参加を進めながら河川・海岸の多目的活用や広域的活用を進めていく。
- ・河川敷における「河川農園」(仮称)など、住民との協働による河川環境の整備・保全を行うことで、地域ニーズに応じて河川空間を有効に利用する取り組みを進める。
- ・治水、海岸施設等の新しい管理手法の構築に向けて、河川敷の機能を有効活用し公益活動を展開する様々な団体が主体的に行う維持管理など先駆的事業を推進する。
- ・流域下水道施設の管理において指定管理者制度や包括的民間委託の導入検討を行い、最適な維持管理を推進する。
- ・県有施設の維持保全システムに基づく、施設調査・点検を実施し、データの共有を行うことにより、既存施設に対するFM(ファシリティマネジメント)システムの構築を図る。
- ・道路の現況を的確に把握、整理し、アスファルト舗装道路の補修・再整備(路盤の凍結・融解の繰り返しによる破損箇所、重交通による磨耗が著しい箇所、夏期の路面流動化によるわだち掘れ箇所等)や、区画線、ガードレール、道路照明灯、道路案内標識等施設の設置、改善を行ない、交通の安全と円滑化を図る。
- ・社会基盤の管理に施設のユーザーや近隣企業が参加する仕組みの構築を図る。

ファシリティマネジメントとは、建築物における執務環境の快適性と知的生産性の向上を図ることにより、建築物の存続期間における社会的・経済的な価値を高め建築物を有効活用することを目的とした施設経営を行うための管理のあり方を追求する手法をいう。

4 - 5 やまがたの美しい景観づくりの推進

<この施策の目的・方針>

山形には、良好な自然景観やすぐれた歴史的な景観などが多数存在する。この美しい県土景観を県民の資産として、保全・継承しながら、さらに新たな景観の創出に取り組む。

<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 景観行政団体となる市町村数

(景観条例に基づき景観行政団体になった市町村数)

現状値(2005)	2008	2015	2030
2市町村	8市町村	15市町村	35市町村

指標 景観アセスメントシステムの構築率

(景観アセスメントシステムの構築、実施率の向上)

現状値(2005)	2008	2015	2030
-	20%	80%	更なる向上

<具体的な展開施策>

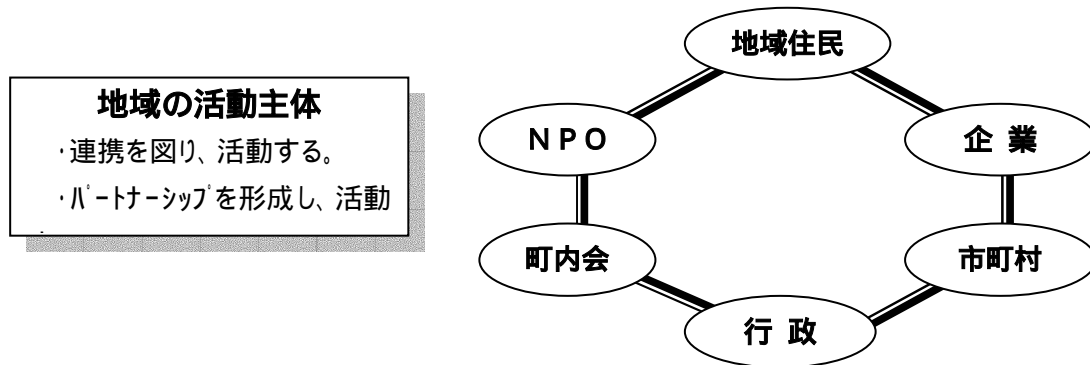
- ・平成19年度までに景観計画及び景観条例を制定する。
- ・景観条例制定後景観法に基づく届出に関する審査指導を行う。
- ・市町村に対する景観法の周知・啓蒙及び市町村における景観計画策定等に対する支援を行う。
- ・景観アセスメントシステムの構築及び公共事業における景観アセスメント実施率の向上に努める。
- ・県民を対象とした景観に関するシンポジウムやワークショップを開催し、景観の重要性や必要性について県民の理解を深める。
- ・馬見ヶ崎川におけるかわら塾など、景観等の専門家とともに河川や海岸のもつ美しい景観やそこに息づく精神文化を通して人と自然の関わりあいを再認識するプログラムを河川・海岸毎に展開する。
- ・最上川を軸に市町村などと連携し、流域ごと各地域の特性を活かした河川・海岸の景観形成の取組みを全県的に展開する。
- ・先人の築いた白砂青松の美しい海岸景観と豊かな自然環境を守るため、森林の維持造成を担当する関係機関等と連携し地域の主体的な保全のための取組みを支援する。
- ・地域景観にあった砂防環境づくりを創造する

4 - 6 山形の歴史などを活かしたまちづくり、地域づくりの支援

<この施策の目的・方針>

山形にある歴史遺産、文化遺産、豊かな自然などを活かし、県民の地域づくり活動を支援する。

また、地域の沿道景観や自然景観の保全・創出に取り組み、新たな観光資源として活用するなど、地域の活性化に取り組む。



<この施策によりめざす代表的な指標>

指標 山形ふるさと塾のテーマ数

(山形らしい人と自然との望ましい関係に関する県民意識の醸成

:やまがた総合発展計画より)

現状値(2005)	2008	2015	2030
0件	55件	126件	

<具体的な展開施策>

- ・最上川を軸にして培われてきた歴史や文化を活かした水景観づくりなどを推進するとともに、優れた治水・砂防施設などを文化財として保存し、地域と連携して次の世代に引き継いでいく取り組みを推進する。
- ・最上川流域の自然、さらにはその歴史、文化等を活かした河川共生型の観光交流プログラムの開発を推進し、広域経済圏の形成にむけて近隣県とともに経済交流を促進する。
- ・旧越後米沢街道十三峠や旧西置賜郡役所等歴史景観資源を活用し、地域住民やボランティアと協働で地域づくり・まちづくりを行う。
- ・庄内地域の海岸砂防林の植林に代表される先人の公益活動と、それを支えてきた歴史と風土から、地域住民の自主的な草刈、清掃、花植えという道路愛護活動を促進させ、快適な道路環境の確保に努める。
- ・アルカディア街道復興計画の理念により、歴史的、文化的景観の保全や復興、利活用などの支援を行っていく。また、各地域の景観づくりや地域づくりを行っている団体のネットワーク構築のため、情報の発信や情報共有の場を提供していく。